

プラント状況確認結果(令和4年11月2日～令和4年11月8日)

令和4年11月9日
福島県原子力安全対策課

令和4年11月2日～令和4年11月8日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(11月8日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 ^{※2}
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m ³ /h)	3.8	1.7	3.5	—
		压力容器 底部温度(°C)	23.5	32.7	27.5	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm ³)	1.07×10 ⁻³	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.08	0.10	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	19.7	— ^{※4}	— ^{※3}	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

※4 作業に伴いデータが欠測してます。安全性に影響はありません。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(11月8日午前10時)

最小 0.340(MP-6)～最大 1.071(MP-4) μSv/h ⇒ [計測地点の地図](#)

(2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月7日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.37 Bq/L(港湾内西側)

～最大 2.2 Bq/L(遮水壁前)

⇒ [計測地点の地図](#)

(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(11月7日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.72 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約0.75 Bq/L

⇒ [計測地点の地図](#)

(4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(11月4日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 4.8 Bq/L (5号機)
～ 最大 3200 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和4年11月2日～令和4年11月8日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 6.9kV 予備変 M/C (配電盤) の過負荷トリップの警報発生について

11月7日午前9時3分頃、免震重要棟遠隔監視室において、6.9kV 予備変 M/C (配電盤) の過負荷トリップの警報が発生していることを確認しました。

原子炉注水設備、使用済燃料プール代替冷却設備、PCV ガス管理設備、モニタリングポスト等のプラント設備に異常は確認されておりません。

現場調査を実施した結果、過負荷トリップについては、構内配電線 1・3号線へ供給している正門高圧切替盤の不良が原因であることを確認いたしました。

当該盤以外は、構内配電線 2号線に切り替えを実施し、設備に異常の無いことを確認いたしました。引き続き、当該盤の不良の原因調査を実施いたします。

詳しくはこちら [\(1\)](#) [\(2\)](#) ご覧ください。

* 実施計画及び監視項目に関する解説

○ 実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組(設備設置含む)について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

○ 注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

○ キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm³以下であることが定められています。

○ 窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値(2.5%)よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

○ 水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃(1号機)または65℃(2、3号機)以下で管理することが定められています。